



カーシェアリング貸渡約款



株式会社 三八五オートリース

青森県八戸市柏崎二丁目4番17号

I N D E X

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

第2章 カーシェアリングシステムの利用

第2条 (入会資格)

第3条 (入会契約の締結等)

第4条 (月額基本料等の支払い)

第5条 (保証事項)

第6条 (登録運転者の変更等)

第7条 (契約の解除)

第8条 (不可抗力の事由による契約の中途終了)

第9条 (入会契約の変更及び中途解約・終了)

第10条 (ログインIDの登録の削除)

第11条 (入会契約の有効期間)

第3章 貸渡手続等

第12条 (予約・使用手続き)

第13条 (貸渡し手続き等)

第14条 (返還の請求等)

第15条 (個別契約の終了)

第4章 認証媒体

第16条 (認証媒体)

第17条 (紛失・盗難等)

第5章 貸渡料金

第18条 (貸渡料金等)

第19条 (貸渡料金改定に伴う処置)

第6章 責任

第20条 (定期点検整備)

第21条 (日常点検整備)

第22条 (電気自動車)

第23条 (管理責任)

- 第24条（禁止行為）
- 第25条（駐車違反の場合の処置等）
- 第26条（賠償責任）
- 第27条（GPS機能及び車載型事故記録装置の装着）

第7章 自動車事故の処置等

- 第28条（事故処理）
- 第29条（保険及び補償）
- 第30条（故障・汚損・臭気による処置等）
- 第31条（不可抗力事由による免責）

第8章 取り消し等

- 第32条（予約の取消し等）

第9章 返還

- 第33条（カーシェアリング車両の返還手続き）
- 第34条（カーシェアリング車両の返還時期）
- 第35条（カーシェアリング車両返還場所変更違約料）
- 第36条（カーシェアリング車両が返還されない場合の処置）

第10章 カーステーションの移転・閉鎖

- 第37条（カーステーションの移転・閉鎖）

第11章 雑則

- 第38条（消費税）
- 第39条（遅延損害金）
- 第40条（邦文約款の優先適用）
- 第41条（管轄裁判所）

個人情報の利用目的について（別添）

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、当社が実施するカーシェアリングシステムに入会されている会員が、入会期間中、第13条に定められているカーステーションに保管されている自動車（以下「カーシェアリング車両」といいます。）をあらかじめ予約していた時間帯に、当社より借り受けることができるシステム（以下「カーシェアリングシステム」といいます。）に入会を希望する法人又は個人との間で、この約款に定めるところにより、カーシェアリングシステムに入会するための契約（以下「入会契約」といいます。）を締結し、入会された法人（以下「法人会員」といいます。）又は個人（以下「個人会員」といいます。）（法人会員及び個人会員を総称して「会員」といいます。）に対してこの約款に従いカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとし、

2. 当社は、ご利用の手引き、マニュアル、その他遵守事項等に関する定め（以下総称して「貸渡規約等」といいます。）を作成するものとし、この約款と貸渡規約等との間に相違があるときは、この約款が優先して適用されるものとし、なお、当社が貸渡規約等にこの約款に定めのない事項を定めた場合、会員は貸渡規約等に従うものとし、この約款及び貸渡規約等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとし、
3. この約款は、会員及び第3条第3項に定める登録運転者に適用されるものとし、

第2章 カーシェアリングシステムの利用

第2条 (入会資格)

会員は、個人、法人のいずれもが申し込むことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となれないものとし、

- (1) 個人会員について、カーシェアリング車両の運転に必要な日本で発行された運転免許を有していないとき。
- (2) 個人会員について、入会申込者が18歳未満であるとき。なお、未成年の入会については親権者の同意を必要とします。
- (3) 入会契約書の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (4) 入会申込の際にクレジットカードにより決済するものとして申込みを行った場合において、当該クレジットカードがクレジット会社により無効扱いされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
- (5) 過去に当社又は他社との間の自動車についてのレンタル契約若しくはカーシェアリングシステムに係る契約において、貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。
- (6) 前号のほか、この約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したことがあるとき。
- (7) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき。
- (8) その他当社が会員として不適格と判断したとき。

第3条（入会契約の締結等）

カーシェアリングシステムへの入会を希望する法人又は個人は、当社が別に定めるところにより、当社に対して、当社所定の申込書を提出する方法又は当社のカーシェアリング申込システム（以下「申込システムサイト」といいます。）に所定の事項を入力する方法その他の方法により入会契約の申込みを行うものとし、

2. 入会契約は、カーシェアリングシステムへの入会を希望する法人又は個人による前項の申込みに対して、当社が、当社所定の審査を行い、承認した場合にカーシェアリング車両を使用するために必要となる第16条に定める認証媒体を当該申込みを行った法人又は個人に対して貸与したときに入会契約が成立するものとし、
3. カーシェアリング車両を使用することができる者は、法人会員の役職員又は個人会員若しくは個人会員の同居の親族に限定されるものとし、法人会員は、法人会員の役職員の中からカーシェアリング車両を使用する者を特定し、また、個人会員は個人会員又は個人会員の同居の親族よりカーシェアリング車両を使用する者を特定し、これを当社に届け出ることにより登録するものとし、（以下本項のカーシェアリング車両を使用する者を「登録運転者」といいます。）
4. 会員は、当社が別に定めるところにより、前項の登録運転者の登録を、第1項に定める入会申込書又は当社所定の登録書（これら入会申込書、登録書を以下「申込書」といい、申込書と申込システムサイトを総称して、以下「申込書等」といいます。）を当社に提出する方法又は申込システムサイトに所定の事項を入力する方法その他の方法により行うものとし、
5. 当社は、レンタカーに関する基本通達（国自旅第286号 平成18年3月30日）2（10）及び（11）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び自動車貸渡証（カーシェアリング車両搭載のモニター表示をこれに代えます。）に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務若しくは運転者の運転免許証の写しを添付する義務を履行するため、前項の申込書等において、登録運転者に対し運転免許証とその他に身元を証明する書類の提示を求め（申込システムサイトについては、登録運転者の運転免許証とその他に身元を証明する書類の電磁的方法による送信を含みます。）、又はそれらの書類の謄写の承諾を求めることができるものとし、会員及び登録運転者は、これを承諾し、当社の請求に従い提示するものとし、また、これらに変更があった場合も同様とし、会員及び登録運転者は、その都度当社に通知します。
6. 登録運転者は、第12条に定める予約手続きを行う際に必要となる暗証番号及び借受時間中に当社が登録運転者に連絡等をする場合の登録運転者の携帯番号等の連絡先その他カーシェアリングシステムを利用するに当たって必要な情報として当社が求める情報を申込書等において定め、指定等をし、当社に届け出るものとし、

第4条（月額基本料等の支払い）

法人会員は、前条第2項に基づき入会契約が成立したときは、当社に対して、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表（以下「料金表」といいます。）に基づき、申込書等において定めた利用登録手数料、認証媒体発行手数料、第16条第5項に定める認証媒体登録手数料及び入会契約締結日の属する月の月額基本料を、当社が発行する請求書に基づき、当該請求書において定め

た方法その他の方法により、当該請求書の発行日の当月末日をもって支払うものとします。

2. 法人会員は、入会契約締結日の属する月の翌月以降の月額基本料については、当社が法人会員に対して発行した請求書の発行日の属する月の末日をもって、前項と同様の方法により、当社に対して支払うものとします。

3. 個人会員は、前条第2項に基づき入会契約が成立したときは、当社に対して、料金表に基づき、申込書等において定めた利用登録手数料、認証媒体発行手数料、第16条第5項に定める認証媒体登録手数料、及び入会契約締結日の属する月の月額基本料を申込書等において定めたクレジットカード会社のクレジットカードその他の方法により、入会契約締結日の属する月の翌月末日をもって支払うものとします。

なお、個人会員とクレジットカード会社又は当該クレジットの支払口座のある銀行との間において、貸渡料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

4. 個人会員は、前項に基づき入会契約締結日の属する月の翌月以降の月額基本料については、月額基本料の支払いの対象となる月の翌月末日をもって、前項と同様の方法により当社に対して支払うものとします。

5. 入会契約が中途解約、解除、その他の理由により契約期間中に終了したときは、当社の責に帰する事由により終了した場合を除き、前各項により当社が受領した金銭については返金されないことにつき、会員は異議なく承諾するものとします。また、当社は、入会契約の終了により、既に貸し渡したカーシェアリング車両の貸渡料金等の請求権又は損害賠償請求権を放棄しません。

第5条（保証事項）

会員及び登録運転者は、以下の事項を、カーシェアリング車両の利用に際して、当社に対し保証するものとします。

- (1) 登録運転者が、カーシェアリング車両の運転に必要な資格の運転免許を有していること。
- (2) カーシェアリング車両使用時において、登録運転者が酒気を帯びていないこと。
- (3) 登録運転者には、麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4) 第12条にて定める予約手続きにおいて定めた登録運転者とカーシェアリング車両貸し渡し時の運転者は同一であること。
- (5) 過去に当社若しくは他社の自動車の有償貸し渡しを利用したときから、現在に至るまで、登録運転者には、第25条第7項及び第36条に掲げる事項に該当する行為がなく、また、第26条に該当したにもかかわらず適切な申告等を行わなかったことがないこと。

第6条（登録運転者の変更等）

会員は、当社の承認を得た上、登録運転者を変更することができるものとします。

2. 前項のほか、申込書等に記載された内容に変更が生じ、又はそのおそれが生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。
3. 前項に伴い、カーシェアリングシステムの遂行に支障が生じると当社が判断したとき、当社は、入会契約を解除し、又は会員に対して登録運転者の変更を求めることができるものとします。

第7条 (契約の解除)

当社は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、カーシェアリングシステムの利用の停止又は入会契約及び第12条に定める個別契約を解除することができるものとします。

- (1) 会員がこの約款第2条各号に定めるところのいずれかに該当したとき。
- (2) 会員又は登録運転者が第5条の保証違反をしたとき。
- (3) 会員が、第4条に定める月額基本料等及び第18条に定める貸渡料金等その他この約款、入会契約、貸渡規約等、個別契約等のカーシェアリングシステムに係る契約に基づく金銭債務(以下「本債務」といいます。)の支払いを1回でも遅滞し、又は当該支払を拒否したとき。
- (4) 会員又は登録運転者が第25条各項に定めるところに違反したとき。
- (5) 会員又は登録運転者がこの約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したとき。
- (6) 会員が、会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき。
- (7) 会員が差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。
- (8) 会員が破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。
- (9) 会員が解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。
- (10) 会員が自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (11) 会員又は登録運転者が他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内の喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、無断延長等を含みますが、これらに限られません。)を行い、又は同乗者をして行かせたと当社が判断したとき。
- (12) 前各号のほか、当社が必要であると判断したとき。
 2. 前項の場合、会員は、当社に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社に対し一括して本債務残額を弁済するものとします。
 3. 第1項各号に該当する場合において、当社が会員のカーシェアリングシステムの利用を停止したときは、当社が当該利用の停止を解除するまでの間、会員及び登録運転者については、認証媒体の機能を停止するものとします。

第8条 (不可抗力の事由による契約の中途終了)

天災地変その他の不可抗力による事由により、カーシェアリング車両又はカーシェアリングシステムの全部又は一部が使用不能となり、これによりカーシェアリングシステムの提供が困難であると当社が判断した場合には、入会契約は終了するものとします。この場合、会員は、入会契約が終了した月の翌月以降の貸渡料金等及び月額基本料については支払うことを要しないものとします。

第9条 (入会契約の変更及び中途解約・終了)

会員は当社の同意を得て入会契約の変更又は解約ができるものとします。

2. 会員は、入会契約の変更を希望する場合、変更希望月の前月末日(当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日)までに当社に申し出るものとし、その月の末日までに当社所定の手続きが完

了した場合、翌月から変更後の入会契約が適用されるものとします。

3. 会員は、入会契約の中途解約・終了を希望する場合、当社が定める退会届出書に所定事項を記入の上、中途解約・終了を希望する月の末日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日）までに当社に申し出るものとし、当社はその月の末日をもって中途解約・終了を受理し、会員契約を終了するものとします。なお、入会契約の中途解約の希望日が当月末日より前であっても、会員は、当該終了月の第3条に定める月額基本料等は返金されないことを意義なく承諾し、入会契約の終了日までに生じた貸渡料金等の本債務を当社に支払うものとします。

第10条（ログインIDの登録の削除）

解除、解約、終了その他理由のいかんを問わず、入会契約が終了した場合、当社は、申込システムサイトの会員及びそのシステム利用者のログインIDの登録を削除するものとします。

第11条（入会契約の有効期間）

入会契約の有効期間は、入会契約の契約締結日から直近の3月31日までとし、当社が別に定める期間の満了の2ヵ月前までに会員から終了の申出がない場合は、さらに同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第3章 貸渡手続等

第12条（予約・使用手続）

会員は、カーシェアリング車両を使用するにあたって、あらかじめカーシェアリング車両の希望車種、借受希望日時、借受希望場所、返還希望日時及び返還希望場所、その他当社所定の借受希望条件（以下「借受条件」といいます。）を明示の上、当社所定の管理ステーション（以下「管理ステーション」といいます。）に対して、電話、インターネットその他当社所定の方法により、個別の貸し渡し契約（以下「個別契約」といいます。）の予約を申し込むものとし、当社は、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、この予約に応じるものとします。なお、会員及び登録運転者は、既にカーシェアリング車両が他の会員に予約される等、会員の借受条件の希望に従ってカーシェアリング車両を使用することができない場合でも、当社に対しその損害の賠償を請求できないものとします。

2. 個別契約の予約申込み後、借受条件に変更が生じたときは、会員は、その旨をすみやかに管理ステーションに連絡し、当社の承諾を得るものとします。
3. 当社は、カーシェアリング車両が登録運転者に貸し渡される前にカーシェアリング車両の瑕疵により使用不能となった場合には、個別契約の予約を解約することができるものとし、この場合には、第32条第2項及び第4項が適用されることを、当社及び会員は確認するものとします。

第13条（貸渡し手続等）

カーシェアリング車両の保管場所（以下「カーステーション」といいます。）において、前条に基づき予約したカーシェアリング車両に、登録運転者自らが認証媒体を提示し、本人確認を行った上

で、カーシェアリング車両の解錠を行う（以下この手続を「貸し渡し手続」といいます。）方法によりその予約が完結し、個別契約が成立するものとし、当社は、成立した個別契約に基づき会員に対し、第20条により整備されたカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、

2. 当社は、前条により予約されたカーシェアリング車両の借受希望時間（以下「借受希望時間」といいます。）が開始してから別に当社が定める時間を経過しても前項の貸し渡し手続が行われなかったときは、当該借受希望時間におけるカーシェアリング車両の予約は自動的に取り消されるものとし、会員はこれを承認するものとし、
3. 当社は、事故、盗難、他の会員によるカーシェアリング車両の返却遅延、その他当社の責に帰さない事由により、事前に予約されたカーシェアリング車両を貸し渡すことができない場合には、予約成立後であっても、無条件で当該予約を解約することができるものとし、
4. 当社は通信トラブルを含むシステムの不具合その他、運営上の都合等により、予約を取り消し、又は無条件で個別契約を解約することができるものとし、この場合には、当社はその旨を個別契約に基づきカーシェアリング車両を使用する登録運転者に速やかに連絡するものとし、
5. 会員は、前3項に定める場合、又は前条の予約申込時に既にカーシェアリング車両が他の会員より予約がなされ、カーシェアリング車両の予約を行うことができない場合でも、当社に対して何らの請求をすることはできないものとし、

第14条（返還の請求等）

当社は、会員又は登録運転者が第5条各号に定める事項のいずれかに違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、会員又は登録運転者に対して直ちにカーシェアリング車両の返還を請求し、又は登録運転者の変更を請求することができるものとし、

第15条（個別契約の終了）

会員は、カーシェアリング車両の借受時間（以下「借受時間」といいます。）中であっても、当社の承諾を得て個別契約を終了することができるものとし、

2. カーシェアリング車両の借受時間内において、天災地変その他の不可抗力による事由（会員及び登録運転者並びに当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた故障等の場合も含む。）により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、個別契約は終了するものとし、この場合、会員は、当社に対して、個別契約が終了した日以降の貸渡料金等を支払うことを要しないものとし、
3. 会員の責に帰すべき事由によるカーシェアリング車両の事故又は故障が発生したときは、このときをもって、個別契約は終了するものとし、会員は、直ちにカーシェアリング車両を当社に対して返還するものとし、この場合、実際にカーシェアリング車両を使用した時間にかかわらず、会員は、当社に対して、貸渡料金等全額を支払うものとし、
4. カーシェアリング車両の借受時間内において、故障等が貸渡し前に存した瑕疵により、カーシェアリング車両が使用不能となった場合には、会員及び登録運転者は当社が近隣で用意する代替車両の提供を受けることができるものとし、
5. 会員及び登録運転者が前項の代替車両の提供を受けない場合には、個別契約は終了するものとし

ます。この場合、会員は、当社に対して、個別契約が終了した日以降の貸渡料金等を支払うことを要しないものとします。なお、当社が代替車両を提供できないときも、本項と同様とします。

6. 会員及び登録運転者は、本条に定める措置を除き、カーシェアリング車両の借受時間内においてカーシェアリング車両を使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第4章 認証媒体

第16条（認証媒体）

当社は、会員に対して、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸し渡し時に登録運転者の本人確認及びカーシェアリング車両の開錠及び施錠等を行うために必要な当社所定の認証媒体を貸与するものとします。

2. 会員は、当社から貸与を受けた認証媒体を善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。
3. 会員は、当社が貸与する認証媒体のほかに登録運転者が所持する他の認証媒体を第1項に定める認証媒体として利用することを希望する場合において、当社が特に認めたときは、登録運転者が所持する認証媒体の情報を当社所定のシステムに登録することにより当該認証媒体を第1項に定める認証媒体として使用することができるものとします。なお、この場合においても、登録運転者が使用するか否かにかかわらず、当社は、当社所定の認証媒体を会員に対して貸与するものとします。（以下第1項及び本項に定める認証媒体を総称して「認証媒体」といいます。）
4. 前項の規定により、登録運転者が所持する認証媒体を第1項に定める認証媒体として利用することを希望するときは、会員は、申込書等に登録運転者が所持する認証媒体を第1項に定める認証媒体として利用することを希望する旨及び登録運転者が所持する認証媒体の情報を記載し、当該情報を当社に対して届け出るものとします。
5. 会員は、第3項により、当社が、登録運転者の所持する認証媒体の情報を当社所定のシステムに登録したときは、料金表に基づき、これに係る登録手数料を当社に対して支払うものとします。
6. 会員は、認証媒体を登録運転者にのみ使用させるものとし、他の第三者（法人会員の他の役職員、個人会員の他の同居親族を含む。）に使用させてはならないものとします。
7. 理由のいかんを問わず入会契約が効力を失ったとき、カーシェアリングシステムが終了又は中止されたとき、又は当社が求めたときはいつでも、会員は、当社から貸与を受けた認証媒体を直ちに当社に返却するものとします。また、登録運転者が第3項に定める認証媒体を利用している場合には、当社は、すみやかに当社所定のシステムに登録されている当該認証媒体の情報を消去するものとします。

第17条（紛失・盗難等）

認証媒体の紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、速やかにその旨を管理ステーションへ届け出るものとします。

2. 前項の場合、その紛失等が会員の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、認証媒体の再交付又は修理の実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとし、
3. 前条第3項に定める認証媒体について第1項に定める紛失等が発生した場合、又は認証媒体が更新された等の理由により、認証媒体に記憶されているカーシェアリング車両を利用するための必要なデータが破損した場合、会員は、当該認証媒体の発行会社より発行された新たな認証媒体を当社に対して提出することにより当該認証媒体に無償でデータの再登録ができるものとし、

第5章 貸渡料金

第18条（貸渡料金等）

会員は、個別契約が成立したときは、料金表に定める個別契約に係る貸渡料金並びにその消費税額及び地方消費税額（以下「貸渡料金等」といいます。）を当社に対して支払うものとし、

2. 会員は、カーシェアリング車両の利用した月に係る貸渡料金の合計額を、翌月末日までに、第4条に基づき会員が当社に対して支払う月額基本料とともに当社に対して支払うものとし、
3. 貸渡料金については、別途細則で定めるものとし、

第19条（貸渡料金改定に伴う処置）

第12条による予約をした後に前条の貸渡料金が改定されたときは、当該予約に関する個別契約についてはいずれか低い方の料金表が適用されるものとし、

第6章 責任

第20条（定期点検整備）

当社は、カーシェアリング車両について、道路運送車両法第48条その他の法令に基づく定期点検整備を実施するものとし、

第21条（日常点検整備）

会員は、個別契約に基づきカーシェアリング車両を借り受ける都度、道路運送車両法第47条の2その他の法令に基づく日常点検整備を実施するものとし、登録運転者をして、実施させるものとし、

2. 会員は、登録運転者が、前項の日常点検整備において、カーシェアリング車両に整備不良を発見した場合は、直ちに当社に連絡するものとし、

第22条（電気自動車）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両が電気自動車の場合、当該電気自動車及び電気自

動車の充電器の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の各号の事項を遵守して、利用することに同意します。

- (1) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損・紛失・汚損した場合は、修復に要する費用を会員が負担すること。
- (2) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱い又は不注意により生じた事故について、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 会員及び登録運転者は、電気自動車の返還手続きについては、第 33 条に定める返還手続きを実施し、かつ、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続する事をもって、完了するものとする。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで電気自動車を返還した場合、会員は、対処に要した費用及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害賠償を負担すること。
- (4) 利用開始時に電気自動車の充電が十分でない場合、会員の負担にて充電すること。なお、その場合の充電に要する時間も課金対象に含まれることを会員は承諾すること。
- (5) 電気自動車の特性として運転の仕方、走行状況、エアコンディショナーやオーディオの使用状況等により、走行可能距離は大きく変わること了承し、早めの充電を心がけること。なお、当社が別途指定する充電器を使用する場合を除き、当社のカーステーションに設置された充電器以外で充電する場合の費用は、会員の負担とし、当該充電に関する手続きは会員と当該充電器の運営者との間で行うものであること。
- (6) 利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は会員の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。

第 23 条 (管理責任)

会員は、善良な管理者の注意義務をもってカーシェアリング車両を使用し、及び保管するものとします。

2. 法令で装着を定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転標識、高齢者運転標識など）は、会員又は登録運転者がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 前 2 項の管理責任は、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸し渡し手続きが完了したときより始まり、当該車両の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

第 24 条 (禁止行為)

会員は、借受期間中、次の行為をしてはならないものとし、登録運転者をして、次の行為をさせないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、カーシェアリング車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) カーシェアリング車両が建設作業車である場合、当該作業車の作業用装置について、定められた用法に従って使用しないこと。
- (3) カーシェアリング車両を登録運転者以外の者に使用させ、若しくは転貸し、又は他に担保の

用に供する等当社の権利の侵害、又はカーシェアリングシステムの障害となり、又は侵害、障害となるおそれのある一切の行為をすること。

- (4) カーシェアリング車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はカーシェアリング車両を改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両を各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してカーシェアリング車両を使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両について損害保険に加入すること。
- (8) カーシェアリング車両を日本国外に持ち出すこと。
- (9) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- (10) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (11) その他第12条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第25条（駐車違反の場合の処置等）

登録運転者が借受時間中にカーシェアリング車両に関し道路交通法に定める駐車違反をしたときは、登録運転者は、自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ駐車違反に伴うレッカー移動、保管等の諸費用の一切を負担するものとし、会員は、登録運転者をして、これらの義務を履行させるものとし、

2. 前項の場合において警察等から当社に対して駐車違反について連絡があった場合、当社は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を当社所定の場所に移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続きを行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとし、
3. 前項の場合において、カーシェアリング車両の返還が借受時間を超えた場合は、会員は当該超過部分について別途貸渡料金を支払うものとし、
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受時間、登録運転者に貸し渡したカーシェアリング車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、登録運転者は、これに同意するものとし、
5. 会員又は登録運転者が法定期間内に、駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金及び諸費用（会員又は登録運転者の探索やカーシェアリング車両の引き取りに要した費用を含みますが、これに限らないものとし、）を負担したときは、会員又は登録運転者は、当社に対して当社が負担した一切の費用を賠償するものとし、理由のいかんを問わず登

録運転者がこれを支払わない場合は、会員が当該費用を当社に対して支払うものとします。なお、会員又は登録運転者が、第2項に基づき駐車違反違約金を当社に支払っている場合は、その額を限度として、放置違反金又は諸費用の賠償義務を免れるものとします。

6. 会員又は登録運転者が、第2項に基づき駐車違反違約金を当社に支払った後、会員又は登録運転者が罰金又は反則金を納付し、当社にその納付書、領収書等を提示した場合、若しくは当社が放置違反金の還付を現実に受けたときは、当社はすみやかに受け取った駐車違反違約金相当額から返金に要する費用を差引いた金額を会員又は登録運転者に返還します。
7. 当社は、会員又は登録運転者が第2項に違反したとき、若しくは第5項の費用を支払わないときは、当社は、カーシェアリングシステムの入会契約を解除することができるとともに、当社は一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとることができるものとします。
8. 前項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、又は第2項及び第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は、全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
9. 前項の規定により、カーシェアリングシステムの入会契約が解除された場合でも、会員は、月額基本料の支払義務を免れないことを異議なく承諾するものとします。

第26条（賠償責任）

会員は、カーシェアリング車両に損傷を与えた場合には、当社に対して料金表に基づき、営業補償として、ノンオペレーションチャージを支払うものとします。

2. 前項に定めるもののほか、会員はカーシェアリング車両を使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

第27条（GPS機能及び車載型事故記録装置の装着）

会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両に全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されており、当社所定のシステムにカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を以下に定める場合において利用することを異議なく承認するものとします。

- (1) 個別契約の終了時にカーシェアリング車両が所定のカーステーションに返還されたことを確認する場合
 - (2) 第36条第1項に該当する場合その他当社のカーシェアリングシステムの管理のためカーシェアリング車両の現在位置、通行経路等をGPS機能を利用することにより当社が認識する必要があると当社が判断した場合
 - (3) 登録運転者によりよい商品、サービスを提供する等、さらなる登録運転者その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合
 - (4) 法令や政府機関等により開示が要求された場合
2. 会員及び登録運転者は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装

着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録すること及び必要があると認められる場合には、当社が前項の記録を検証するなどの措置をとることを異議なく承認するものとします。

第7章 自動車事故の処置等

第28条（事故処理）

カーシェアリング車両の借受時間中に、当該カーシェアリング車両に係る事故が発生したときは、会員及び登録運転者は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を管理ステーションに連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅延なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) カーシェアリング車両の修理は、当社が承諾した場合を除き、当社の指定する工場で行うこと。
2. 会員及び登録運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は、カーシェアリング車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第29条（保険及び補償）

会員が第26条第2項の損害賠償責任を負うときは、当社がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償1事故限度額 無制限（免責5万円）
 - (3) 車両補償1事故限度額 時価（免責額 マイクロ10万円・その他5万円）
 - (4) 人身傷害補償1名限度額 3,000万円
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。
3. 損害保険の免責分については、特約をした場合を除いて会員の負担とします。
4. 警察及び管理ステーションに届出のない事故、貸し渡し手続き完了後に第7条第1項第1号ないし第5号のいずれかに該当して発生した事故又は第24条第1号ないし第6号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他この約款に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。

5. 前3項のほか、損害保険の保険約款の免責事項(保険金が支払われない場合)に該当する場合には、第1項に定める保険・補償は適用されないものとし、これらの損害については、会員がすべて負担するものとします。

第30条 (故障・汚損・臭気による処置等)

会員及び登録運転者は、借受時間中にカーシェアリング車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理ステーションに連絡するとともに、管理ステーションの指示に従うものとします。

2. カーシェアリング車両の汚損・臭気(タバコ、石油類等による。)や異常又は故障が、会員又は登録運転者の故意又は過失による場合、当社がそのカーシェアリング車両を利用できないことによる損害については、料金表に定める営業補償(ノンオペレーションチャージ)によるものとし、会員は直ちにこれを支払うものとします。また、会員は、カーシェアリング車両の引き取り及び修理等の原状回復に要する費用を負担するものとします。
3. 会員及び登録運転者は、前2項のほか、カーシェアリング車両の故障、燃料切れ又は走行用電池の電池切れや通信障害等によりカーシェアリング車両を使用できなかったことにより損害(借受時間中の故障等に伴い他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む。)が生じても、当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。

第31条 (不可抗力事由による免責)

当社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、借受時間内に会員からカーシェアリング車両が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。この場合、会員は、直ちに管理ステーションに連絡し、その指示に従うものとします。

2. 会員は、天災地変その他の不可抗力の事由により、当社がカーシェアリング車両の貸し渡しをすることができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について当社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。当社は、この場合、直ちに会員に連絡するものとします。
3. 激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたカーシェアリング車両に係るもの等である場合には、その損害の発生につき会員又は登録運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、会員又は登録運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

第8章 取消し等

第32条 (予約の取消し等)

会員は、第12条第1項の予約を行ったにもかかわらず、会員の都合で当該予約を取り消した場

合（第13条第2項の場合を含む。）は、料金表に基づき、当社に対して予約取消手数料を支払うものとします。

2. 当社は、第12条第1項の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合には、会員に対して予約取消手数料を請求しないものとします。
3. 第12条第1項の予約があったにもかかわらず、第2項以外の事由によりカーシェアリング車両を利用されなかった場合は、予約は自動的に取り消されるものとし、この場合、当社は、会員に対して予約取消手数料を請求するものとします。
4. 当社及び会員は、第12条第1項の予約が取り消されたことに関して、前3項に定めるほか、相互に何らの請求をしないものとします。

第9章 返還

第33条（カーシェアリング車両の返還手続き）

カーシェアリング車両の返還手続きは、第12条第1項の予約時に返還場所として明示したカーステーションにおいて、認証媒体を提示し、カーシェアリング車両の施錠を行う方法により完了するものとします。ただし、当社の承諾を得て、返還場所を変更することができるものとし、返還場所を変更したときは、変更後の返還場所に返還するものとします。

2. 会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、走行用電池の消費、通常の使用による摩耗を除き、借り受けた状態で返還するものとし、カーシェアリング車両の損傷、備品の紛失等が会員又は登録運転者の責に帰すべき事由によるときは、カーシェアリング車両を借り受けた状態に回復するために要する一切の費用を負担するものとします。
3. 会員は、カーシェアリング車両の返還に当たって、カーシェアリング車両内に登録運転者又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について何ら責任を負わないものとします。

第34条（カーシェアリング車両の返還時期）

会員は、カーシェアリング車両を予約時に明示した返還日時までに返還するものとします。なお、予約時に明示した返還日時よりも前にカーシェアリング車両を返還した場合においても、貸渡料金等の払い戻し等は行わないことを会員は異議なく承諾するものとします。

2. 会員は、第31条第1項の場合又は借受時間内に延長の申し出をし、かつ当社がこれを承諾した場合を除き、借受時間を延長したときは、当初の貸渡料金等の他に、料金表に定める超過料金を当社に対して支払うものとします。

第35条（カーシェアリング車両返還場所変更違約料）

会員は、当社の承諾を受けることなく、第12条第1項により明示した返還場所以外の場所にカーシェアリング車両を返還したときは、当社が別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

第36条（カーシェアリング車両が返還されない場合の処置）

当社は、借受時間満了のときから当社が別に定める時間を経過しても会員がカーシェアリング車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は登録運転者の所在が不明等不返還となったものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、登録運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとることができるものとします。

2. 前項に該当することとなった場合、会員は、当社に生じた一切の損害を賠償する責を負うほか、カーシェアリング車両の回収及び登録運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第10章 カーステーションの移転・閉鎖

第37条（カーステーションの移転・閉鎖）

当社は、別に定める日数の前までに当社のホームページで告知することにより、カーステーションを移転若しくは閉鎖することができるものとします。

2. この場合、会員が変更若しくは閉鎖の前日までに第9条第3項の入会契約の中途解約・終了の手続きをとらなかったときは、当社は会員が承諾したものとみなします。

第11章 雑則

第38条（消費税）

会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む。）を別途当社に対して支払うものとします。

第39条（遅延損害金）

会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合（1年を365日とする日割計算による。）による遅延損害金を支払うものとします。

第40条（邦文約款の優先適用）

邦文約款と英文約款の用語又は文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先して適用します。

第41条（管轄裁判所）

この約款又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 この約款は、令和3年1月13日から実施します。

個人情報の利用目的について（別添）

当社は、入会契約の申込み又は締結に伴い受領した個人の会員（登録運転者を含む、以下同じ。）の個人情報を、法令の規定に従って以下の利用目的で利用します。

〔利用目的〕

1. 自動車等のリース・レンタル・割賦売買、オートローン（立替払を含む。）・その他金銭の貸付け、自動車保険・その他保険商品の販売、自動車等の販売、整備、カーシェアリングなど自動車等に関連する当社の事業につきまして、会員からのお申し込み、会員への当社からのご提案など会員とのご商談に当たり、適切な対応を行うため。
2. 自動車等のリース・割賦売買、オートローンなどのお取引（信用供与取引）の場合の審査を行うため、並びに会員のご本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
3. 会員とのご契約につきまして、当社においてそのご契約の管理を適切に行うため。また、ご契約の終了後におきましても、ご照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
4. 当社及びグループ各社並びにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスのご紹介をダイレクトメール、電子メール等によりご案内させていただくため。
5. 会員によりよい商品、サービスを提供させていただくためなど、よりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
6. 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
7. グループ各社及び当社のレンタカー事業のフランチャイジー各社との共同利用のため。
8. 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。（提供する旨の同意を得た場合に限る。）

なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合は、その利用目的を明確にし、事前にご本人の同意をいただきます。